

## 商品概要説明書

令和5年12月1日現在適用中

1. 商品名	・Eco応援ローン<カープラン>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込時満18歳以上満65歳以下で安定継続した収入が見込める方</li> <li>・当金庫営業区域内にお住まいまたはお勤めの方</li> <li>・ぎふしんアプリバンキングに普通預金口座をご登録いただいている方</li> <li>・保証会社の保証が受けられる方</li> </ul>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新車・中古車購入費用および購入に伴う諸費用 (残価設定ローン満了時の買取代金を含みます)</li> </ul> <p>※「事業性資金」、「個人間売買による購入費用」、「支払済資金」はご利用になれません ※ご融資金全額を振込みできない方は、ご利用いただけません</p>
4. ご融資方法	・証書貸付
5. ご融資金額	・50万円以上1,000万円以内(1万円単位)
6. ご融資期間	・1年以上15年以内
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元利均等分割返済</li> <li>※ご返済日は毎月15日とし、ボーナス返済はご利用いただけません</li> <li>※店頭にて返済額を試算いたします</li> </ul>
8. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
9. 担保・保証人	・必要ありません
10. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利(保証料含む)</li> <li>・最新の基準金利については「個人ローン利率一覧表」または店頭にてご確認ください</li> <li>・融資実行後のご融資利率は、毎年4月および10月の第1営業日現在の当金庫所定の住宅ローンプライムレートを基準として見直しを行いません</li> <li>・4月の見直しによるご融資利率は7月のご返済分から、10月の見直しによるご融資利率は翌年の1月のご返済分から適用されます</li> <li>・ご融資利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し2年間は返済額を変更しません</li> <li>・ご融資後、2回目の10月1日を基準として返済額の見直しを行い、以降も2年毎に同様に返済額の見直しを行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします</li> <li>・当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます</li> </ul>
11. 金利優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンダードプランの方は、金利優遇がありません(最大年1.50%優遇)</li> <li>①ハイブリッド車購入の場合、基準金利より年1.00%を優遇いたします</li> <li>②当金庫で給与振込(5万円以上)または住宅ローンご利用中の方は、基準金利より年0.50%を優遇いたします</li> </ul>
12. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記資料のアップロードが必要となります</li> <li>本人確認資料として、①運転免許証</li> <li>所得確認資料として、②源泉徴収票等</li> <li>資金使途確認資料として、③見積書等</li> </ul>
13. 事務手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手数料はありません</li> <li>・保証料(ご融資利率に含んでいます)は、別途お支払いいただく必要はありません</li> </ul>

<p>14. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合せください</p>
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください</li> <li>・くわしくは、ダイレクトバンキングセンタームーミン支店(フリーダイヤル0120-6388-03)までお問い合わせください</li> </ul>